オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額　（ヲ）				
連結自己資本比率				
連結普通株式等Tier1比率　（（ハ）／（ヲ））　％			％	
連結Tier1比率　（（ト）／（ヲ））　％			％	
連結総自己資本比率　（（ル）／（ヲ））　％			％	
調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額				
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額				
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格引当金に係るTier2資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				

（記載上の注意）
1　本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。
2　「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。
3　「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
4　「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
5　「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
6　連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
7　遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第2条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額（△）				
うち、社外流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額				
うち、為替換算調整勘定				
うち、経過措置によりコア資本に含まれる退職給付に係るものの額				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額				
コア資本に係る調整後少数株主持分の額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				